



Twitter 開設中！

@jtsue_yamanashi

2021.11.1 No.19

営業統括センターの提案を受けました

No.18 のつづき

JR 東日本の賃金規程における寒冷地手当（山梨県）

北巨摩郡高根町(現:北杜市)、大泉村(現:北杜市)	1級地
北巨摩郡小淵沢町(現:北杜市)、長坂町(現:北杜市)	2級地
1, 2 級地に含まれない地域。ただし、南巨摩郡南部町、富沢町(現:南部町)を除く	5級地

1 級地が最も金額が高く、5 級地が最も金額が低くなります！

※上記の地域は、昭和 62 年 4 月 1 日現在における行政区画によるもの

営業統括センター実施後は、
以下のようなことが考えられます。



甲府営業統括センター（甲府エリア）で例えると・・・
（小淵沢駅～春日居町駅管轄）

(イメージ)

寒冷地手当

日曜日、月曜日 **小淵沢駅勤務** → 2 級地

火曜日、水曜日 休日

木曜日 **韮崎駅勤務** → 5 級地

金曜日 土曜日 **甲府駅勤務** → 5 級地

勤務箇所が頻繁に変わる場合、こうした手当の支給はどうなっていくのか?? 会社からはまだ示されず。



営業統括センター施策実施後に起きる問題点を

みんなで考えていこう！

